

3.2.2 特別調査委員会運営規程

2001年10月9日 理事会決 イ)
2006年12月14日 理事会改正 ロ)
2008年7月14日 理事会改正 ハ)

第1条（目的）

この規程は社会ニーズ対応推進委員会に所属する特別委員会である特別調査委員会の共通基準を定めて、その円滑な運営を図ることを目的とする。特別調査委員会の設置に当たり、当該委員会のために特に運営規程を定めない場合は本規程による。

第2条（調査対象）

特別調査委員会が行う調査の対象は、本会の目的に適合するものであり、かつ建築学及び関連分野総体の学術的知見を根拠とした政策決定への助言、社会や産業に対する行動規範の根拠となる知見の提供など、社会に積極的に関わる調査研究等とする。

第3条（委員会の設置等）

1. 特別調査委員会の設置提案者は、役員・代議員および本会委員会委員長またはそれらの関与者とする。
2. 特別調査委員会を設置する場合には、調査研究テーマ、目的、発議者（委員会）、名称、設置期間、委員会構成、期待される成果等を明確にしたうえで、社会ニーズ対応推進委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。
3. 委員会の名称は〇〇特別調査委員会とする。
4. 委員会の設置期間は3年以内とする。

第4条（委員会の構成）

1. 特別調査委員会には委員長および幹事をおき、委員長・幹事は委員の互選による。
2. 特別調査委員会には必要に応じて小委員会・ワーキンググループを設けることができる。

第5条（予算）

特別調査委員会の運営に関する毎年の予算は、社会ニーズ対応推進委員会の議を経て財務運営委員会が定める。ただし外部資金が得られる場合はこの限りでない。

第6条（成果の公表）

特別調査委員会は設置期間終了時までには報告書を作成し、公表しなければならない。

第7条（競争的研究資金への応募） ハ)

1. 特別調査委員会が国・政府関係機関等の競争的研究資金に応募する場合は、競争的研究資金の公募主体・名称・目的、応募する研究テーマ・内容・応募者名、研究体制・研究期間等について、社会ニーズ対応推進委員会の承認を得なければならない。 ハ)
2. 特別調査委員会の設置を前提として国・政府系関係機関等の競争的研究資金に応募する場合は、競争的研究資金の公募主体・名称・目的、応募する研究テーマ・内容・研究体制・応募者名等、および発議者を明確にしたうえで、社会ニーズ対応推

進委員会の承認を得なければならない。応募課題が採択された場合は、あらためて第3条第2項の手続きを経て特別調査委員会を設置しなければならない。ハ)

付 則

1. この規程は2001年10月9日より適用する。イ)
2. この規程は2006年12月14日より適用する。ロ)
3. この規程は2008年7月14日より適用する。ハ)